

◎新潟県告示第593号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

燕市井土巻駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市井土巻五丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

燕市井土巻駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第1号に規定する駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業について「燕市都市計画マスタープラン」の中で明記し既に予算計上しているほか、来年度以降についても一般財源及び交付金により予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では、市内を通る北陸自動車道を利用して周辺市町村へ通勤・通学する市民の交通手段として、自家用車のほか高速バスも利用されているが、高速バス乗り場のある北陸自動車道三条燕インターチェンジ付近に駐車場がないことから、自家用車から高速バスに乗り換える高速バス利用者は、自家用車を周辺の市道に路上駐車している。また、路上駐車している車両の中には高速バス乗り場の周辺住民が所有する自家用車もあり、夜間でも路上駐車がなくなる原因となっている。

これらを原因として、市道は車が走行する道幅が狭くなっていると共に見通しが悪くなっているため、自転車や徒歩での通行が危険な状態になっており、さらに冬期間には路上駐車車両に阻まれ、道路の除雪作業にも影響を及ぼしている。このような状況に市道の周辺住民から苦情が出ており、今後災害発生時に緊急車両の通行に支障を来すおそれもあるため、市では駐車場を整備するものである。

本件事業の実施により、同インターチェンジ付近にある市道の路上駐車解消が図られると共に、市道を通行する自転車や歩行者の安全が確保され、市道の周辺住民の住環境が改善されるほか、「燕市公共交通基本計画」に掲げている環境負荷の少ない社会の実現に向けたパーク・アンド・ライドの誘導促進策の推進が図られることから、公共の利益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の施行による周辺環境への影響として、近隣住宅への騒音が懸念されるが、敷地境界にはフェンス等を設置することにより最小限になるよう努めることとし、駐車場内の事故やトラブルについても万全を期すこととしていることから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、埋蔵文化財が存在しないこと及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていないことから、本件事業の実施について支障ない旨、いずれも市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、新潟市方面へ向かう高速バス乗り場付近で必要とする駐車台数の面積を確保できる場所を3か所選定し、社会的条件や経済的条件等を考慮して比較検討した結果、市道から進入しやすく高速バス乗り場に近いか及び事業費が最も低廉であることから選定したものであり、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように北陸自動車道三条燕インターチェンジ付近の路上駐車解消を図り、地域住民が安全に暮らせるまちづくりを目指すものであり、二つの地元自治会からも駐車場整備の早期実現の要望書が燕市長に提出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
燕市役所